

特定小型原動機付自転車による交通の危険を防止するための講習に関する事務処理
要領について（概要）

（令和5年7月10日 鹿交企第297号）

本通達は、「特定小型原動機付自転車による交通の危険を防止するための講習」に
関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 総則
- 危険行為登録の具体的取扱い
- 受講命令の具体的取扱い
- その他

等である。